

答申第28号の概要

1 件名

精神保健福祉法関係書類についての部分開示決定処分に対する異議申立て

2 争点

非開示とした情報が、

- (1) 条例第16条第3号の「開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」に該当するか否か。
- (2) 条例第16条第2号の「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示をすることが適切でないと認められるもの」に該当するか否か。

3 審議会の判断

- (1) 条例第16条第3号の該当性について

条例第16条第3号は、非開示にできる場合として、「開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの」と規定している。

これを本件についてみると、非開示とされた情報は、主治医である指定医が申立人の保護者又は家族から申立人の生活歴や病歴等について聴取した情報、保護者が申立人の病状や退院等の請求等に対してどう思っているかを記述した情報や家族が精神保健福祉相談を受けた情報等である。これらの情報は、申立人が主張するように申立人に係る個人情報ではあるが、実施機関が主張するように、保護者又は家族の情報でもあることから、条例が定める「開示請求をした者以外の第三者に関する情報を含む個人情報」に該当する。

次に、これを開示することにより、保護者又は家族の「正当な権利利益を侵害するおそれがある」かどうかについては、申立人からの退院請求に伴い病院管理者が作成した平成〇年〇月〇日付けの「退院等の請求に関する意見書（様式第6号-1（病院管理者用、第22条関係）」の「その他参考事項」欄に、「非自発入院に際しては、その保護者などに対して、強い敵意を持つことも少なくない」ため、「何らの配慮もなく、事務的に」医療保護入院に関する書類を開示するのであれば、「非自発入院における治療上ならびに保護者側としても、極めて憂慮される事態である」と主治医が主張していることから、実施機関が、「正当な権利利益を侵害するおそれがある」と認めたことは妥当である。

- (2) 条例第16条第2号の該当性について

条例第16条第2号は、非開示にできる場合として、「個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談、試験等に関する個人情報であって、開示をすることが適切でないと認められるもの」と規定している。この「開示をすることが適切でないと認められる」場合とは、「個人情報保護制度の手引き」によると、「当該個人情報を開示すると、本人に悪影響を及ぼす場合や、記録作成者と本人との信頼関係を損なう

場合、又は記録作成者が正確な情報を記録できなくなる場合」とされている。

これを本件についてみると、非開示とされた情報は、申立人についての「評価、診断、判定、相談」に関する個人情報に該当する。

次に、これを開示することが、「適切でない」かどうかについては、前記の主治医の主張を勘案すると、①非開示とされた情報を申立人が知ると、申立人の治療に悪影響を及ぼすおそれがある。②非開示とされた情報は、保護者及び家族と指定医、精神医療審査会、相談員及び嘱託医との信頼関係の上に取得された情報であり、保護者及び家族は、この情報が申立人に開示されることを予期していないため、当該情報を開示することは相互の信頼関係を損なうおそれがある。③保護者及び家族が申立人からの批判等をおそれて、指定医、精神医療審査会、相談員及び嘱託医が正確な情報を取得し記録できなくなることも考えられる。さらには、家族が精神保健福祉相談を受けられなくなることや、申立人の診断や治療あるいは申立人からの退院等の請求の審査に著しい支障が生じるおそれがあると認められる。従って、実施機関が、「開示をすることが適切でない」と認めたことは妥当である。

なお、申立人は、精神医療審査会の委員が作成した「退院等の請求に関する意見聴取記録（様式第5号（第22条関係）」の非開示部分は、保護者及び病院管理者が作成した意見書の記載内容を、事実を確かめずに引用して作成されたものであり、「信頼関係の上に取得された情報」ではないと主張する。仮に同書の非開示部分が、申立人の主張するように引用で作成されたものであったとしても、引用元の保護者が作成した意見書は、保護者と精神医療審査会との信頼関係のもとに記述されたものであり、病院管理者が作成した意見書は、主治医である指定医が保護者及び家族との信頼関係のもとに聴取した情報である。従って、同書の非開示部分が申立人に開示されれば、保護者及び家族との信頼関係が損なわれ、上記の支障が生じるおそれがあることについては同じである。

(3) 非開示部分に記載されていることは既に知っているとの申立人の主張について

申立人の意見陳述において、病院が実施機関に提出した文書及びカルテの開示を病院から受けており、非開示部分に書かれている内容の一部については既に知っている旨の発言があった。これについて実施機関に確認したところ、①病院が作成して実施機関に提出した文書について、申立人に部分開示されており、実施機関が非開示とした情報の一部が既に開示されていること、②カルテは申立人に全部開示されていることが、判明した。

こうした現状を踏まえると、実施機関が非開示としている情報のうち①で病院から既に開示されている情報については、実施機関において非開示とする実益が無くなっているため、別表に掲げる情報は開示すべきである。②で申立人に開示されたカルテの記載内容を見ると、実施機関が非開示とした情報の内容の一部について推定することができる。しかしながらこれは単なる推定に過ぎないことから、条例第16条第2号及び第3号に照らし、依然として非開示とする実益があるものと考えられる。

(4) 以上により、審議会は、部分開示決定処分のうち、別表に掲げる情報を開示すべきであると判断する。その余の情報については、非開示とした実施機関の判断は妥当であると判断する。